

消 防 危 第 63 号
令和 5 年 3 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として
ください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事
務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出
するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知願います。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・法
危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）・・・・・・・・政令
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・・・規則

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：岡田、北中、高野、瀬濤、日下

TEL : 03-5253-7524

mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

(自動車等について)

問1 政令第3条第1号の「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当し、給油取扱所においてそれらの燃料タンクへ直接給油することが認められると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、規則第28条の2の4の規定により、顧客に自ら給油させる給油取扱所において顧客が自ら給油できるのは自動車及び原動機付自転車のみであることに留意されたい。

(車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された自動車等への給油について)

問2 給油取扱所において、トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された状態の自動車等(政令第3条第1号の「自動車等」をいう。)の燃料タンクに直接給油することも認められると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、規則第28条の2の4の規定により、顧客に自ら給油させる給油取扱所において顧客が自ら給油できるのは自動車及び原動機付自転車のみであること、並びに荷台に積載された自動車等へ給油する際は、積載された自動車等の転倒及び動揺の防止並びに静電気対策について留意されたい。

(燃料タンクに危険物を収納した自動車等の搬送について)

問3 燃料タンクに危険物を収納した自動車等(政令第3条第1号の「自動車等」をいう。)をトラック等の車両の荷台に積載し、又は車両により牽引して搬送する行為は、法第16条の危険物の運搬に該当するか。

また、該当する場合、当該自動車等は政令第28条の運搬容器の技術上の基準に適合するものとするべきか。

答 前段について、該当しない。

(工事現場等における可搬形発電設備の同一場所の扱いについて)

- 問4 工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互間に2メートル以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上有効な措置を講じれば火災危険性が高まるとは考えにくい。このことから、このような措置を講じた可搬形発電設備をそれぞれ一の取扱場所とみなしてよいか。

答 差し支えない。

(電気設備に対する消火設備の設置単位について)

- 問5 規則第36条に規定する「電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上」とは、電気設備のある場所の面積を100平方メートルで除して得た数以上の個数と解するべきか。(例えば電気設備のある場所の床面積が110平方メートルである場合、 $110 \div 100 = 1.1$ 以上の個数として2個以上の設置が必要となる。)

答 お見込みのとおり。

(電気設備に対する消火設備について)

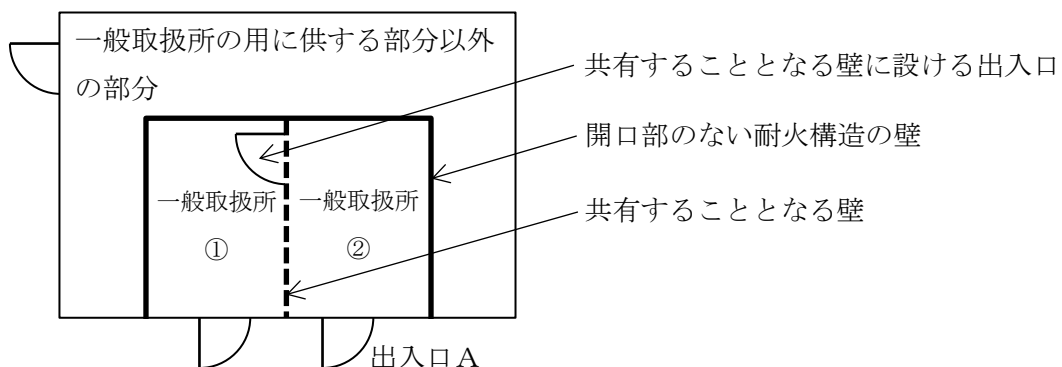
- 問6 規則第33条第2項各号、第34条第2項各号又は第35条各号に基づき設置される消火設備が、政令別表第5において電気設備に適応するものとされ、かつ、当該消火設備が電気設備のある場所を包含し、又は規則第36条の規定を満たすように設けられている場合、政令第23条を適用し、規則第36条の規定により設置が必要な消火設備を設けないこととしてよいか。

答 差し支えない。

(一般取扱所を隣接して設置する場合における疑義について)

問7 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する一の建築物の同一階において、政令第19条第2項の規定により適用される位置、構造及び設備の技術上の基準(規則第28条の58及び第28条の59を除く。)に適合する2つの一般取扱所(一般取扱所①及び②)を次図のように隣接して設置する場合、次のことについてどのように判断すればよいか。

- (1) 隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁及び当該壁に設ける出入口の戸は、どちらの一般取扱所の規制範囲に含まれるものと解すべきか。
- (2) 一方又は両方の一般取扱所について、規則第28条の55第2項第2号又は第28条の56第2項第1号の基準に適合させる必要がある場合、隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁とする必要があるか。
- (3) 一方又は両方の一般取扱所について、規則第28条の55第2項第4号の基準に適合させる必要がある場合、隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設ける必要があるか。
- (4) 例えば出入口Aを設けない場合など、一方の一般取扱所が、もう一方の一般取扱所を経なければ出入りできないような構造であってもよいか。
- (5) どちらの一般取扱所についても、一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の壁で区画されていることから、規則第33条第1項第1号括弧書きの「当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの」に該当するものと解してよいか。



- 答 (1) いずれも双方の一般取扱所の規制範囲となる。
(2)及び(3) お見込みのとおり。
(4) 差し支えない。
(5) お見込みのとおり。

(厚さ 70 ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造と同等以上の強度を有する構造について)

問 8 「耐火構造の構造方法を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1399 号) 第 1 第 1 号に適合する壁及び第 3 第 1 号に適合する床は、それぞれ政令第 10 条第 3 項第 4 号並びに規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」の壁及び床として認めてよいか。

答 差し支えない。

問 9 建築基準法第 2 条第 7 号並びに同法施行令第 107 条第 1 号及び第 2 号 (第 1 号にあっては、通常の火災による加熱が 2 時間加えられた場合のものに限る。) の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床は、それぞれ政令第 10 条第 3 項第 4 号並びに規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」の壁及び床として認めてよいか。

答 差し支えない。